

にしても見通しというものについて過去何年果とうていいるというのは御承知のとおりでございまして、即これは解決するということには非常にむずかしい点もあると思ひますが、しかし、公害の関係だけで処置でうても、やはりあそこにいる以上は問題がまだ生じてくるんじゃないかというふうなことを考えますと、やはり不法占拠の対応をすべきじゃないか。これは市でなすて、いわゆる建設省の範疇に入っておりますが、私の方でできる範囲は、公害としての対応はどこまでも進めるつもりでございます。

○議長（小林菊三君） 十二番松山清君。これが最後ですから……。

○十二番（松山清君） 最後になりますけれども、市長にお聞きしたいんですけれども、公害のことですね。

いま担当部長の方がとにかく公害の問題ではとにかく最後までやつていくという答弁がありました。これはぜひそういうふうになすていくためにも大いに努力をやつていただきたいと思ひます。

それから、その点だけお聞きしたいんですが、まだ市長になつてから日が浅いんで、この問題について市長は、たとえばいまも公害の面でずつとやつていろいろわけですけれども、建設省関係等は、この問題についてまだ話し合ひといひます

が、要するに、そういう点ではもうすでにやつておられるのかどうか。もしまだやつてないようでしたら早急に建設省関係も市長として手を打つようにひとつやつていただきたいと思ひますが、その点ひとつ、やつておられるようでしたらやつて結構です。まだでしたら早急にその辺も手を打つていただきたいと思ひます。とにかく市長として何とかしてこの問題解決をなすていただきたいと思ひます。その点、最後にひとつお聞きしたいと思ひます。

それから最終答申の方なんですけれども、これも特に東京都が高率補助というふうに東京都が言つて、これを何とか補助率を下げようというところで、もともとこれは東京都が独自にやつてきたもので、高率補助なんつていうこと自体こちらから見れば適当な言葉ではないと思ひますけれども、こういうもののカットについて決してやむを得ないんだというふうな対応ではなくて、とにかく東京都が独自に進めてきた施策であり、だとしてこの補助率は従来どおりにやるべきだということ強い態度でひとつ臨んでいただきたいと思ひます。それについて最後にひとつお聞きしたいと思ひます。

○市長（田村匡雄君） お答えいたします。

公害の関係でございすけれども、つまり部長が申し上げたとおり行政区
域が違ふ所でございまして、私も直接云々というわけにはいきませんので、秋
川市を通いまして東京都と話をするのに時間がかかるというところはこれに
いたし方ないことだと、やういうふうに私も考へております。また市長とお
会ひしたならばできるだけ早い機会にやっていたらいいというふうにお願
いをしてゐるわけでございまして、秋川市とそれから福生と、それから公害事務
所等の協定が最近できたものでございまして、いままです大分おくれであつたわけ
ですけれども、これからはわりあいと近いうちに解決がつくんじやないかというふう
に思つております。

それから建設省等に関してはそれぞれの課長、それから部長の方でやうい
うふうなことは手を打つてゐると思ひます。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 都の財政再建委員会の答申の
中で、補助金の削減実施というふうな問題がございす。

御指摘のように、この補助事業――補助、福祉関係については東京都
がその施策として打ち出し、それを実施したいとして市町村が受けたという経

過がございす。

市長会でも、この点を強く主張いたしてございまして、補助金
の打ち切りはやらないようにという要望を強く出してあります。

○議長(小林菊三君) 以上で一般質問を終ります。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第六十九号福生市予防接種健康被害
調査委員会条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第六十九号福生市予防接種健康被害調
査委員会条例の制定並びにその提案理由について申し上げます。

予防接種は急性性伝染病疾患に対し、社会防衛上行われる重要な予防
接種的な措置でありまして、関係者皆が十分に注意を払つてもらつていただ
うが、不可避的な健康被害が起り得るという医学上の特殊性があるにもか
わらず、あえてこれを実施しなければならぬということにかんがみ、予防接種により
健康被害を受けた者に対し、特別な配慮が必要であるので、法的措置が設け

られ、健康被害発生に際し、敏速に対応できるよう健康被害調査委員会を設置するよう上級官庁からの指示に基づき設置するものであります。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず第一條につきましては、ただいま御説明申し上げたような趣旨をもって委員会を設置する。

それから第二條でございますが、所掌事務につきましては一項、二項にありますとおり、その委員会におきまして病状及び診療の内容についての資料の収集、それに際して、さらに必要に応じてすれば特殊検査、あるいは剖検をするということでございます。

それから第三條につきましては組織でございます、ほとんどこれは医師をもって行うということになっておりまして、福生市医師会の代表四名以内、それから東京都保健所保健所の職員一名、これも医師になります。それから三項に東京都推薦の専門医師一人、これは公的医療機関の医師を考えております。それから市の職員が二名、この職員につきましては助役、あるいは部長を当てはめるといふ考え方でございます。それから二項につきましては任期でございます、二年。

それから三項につきましては、ここで一つ予防接種の被害をした場合に、三項の東京都の医師につきましては特殊な場合に限ってこれを任命して調査するといふふうに考えております。これは死亡等、あるいは「等」の原因が非常にむづかしいといふような場合にはやはり公的な東京都の推薦の医師をもってやはり公平に見るといふ考え方で、その場合に措置するということでございます。

それから第四條は会の会長等の決の方でございます。会長が互選により決められます。

それからあと会議につきましては、あくまでも委員会が招集するんでなく、市長がこの諮問を行うため、内容が発生した場合に市長に申し入れが提案されますので、それをもとに市長が招集してこの議事をお願いするわけでございます。以上のようなことで、第六條につきましてはその他特別の場合があったら資料の提供を求めるというふうになっております。

第七條につきましては委員会の庶務は市民部衛生課におきまして処理したい。

附則で、この条例は交付の日から施行するといふふうになっております。

以上雅駁でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第三議案第七十号、非常勤の特別職の職員への

報酬及び費用弁償に関する各例の一部を改正する各例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇）

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号につきまして、提案理由並びにその内容について、御説明を申し上げます。

本案は、議案第六十九号によりまして予防接種健康被害調査委員会が設けられることとなりますので、これに伴いまして、この会長並びに委員の報酬を規定しようとするものでございまして、会長は日額八千二百円、委員は日額七千円としようとするものでございます。

大変雅駁でございますが、議案第七十号の提案理由といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第四議案第七十一号、福生市児童育成手当金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君)

御指名をいただきましたので、議案第七十一号、

福生市児童育成手当金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容につきまして、御説明申し上げます。

まず提案理由には、児童福祉法の一環として児童育成手当制度の充実を図るため支給額を引き上げることに伴い、本条例の改正を必要が生じたこととでございます。

次にその内容につきまして御説明申し上げます。

まず児童育成手当には三種類ありますが、そのうち育成手当、育成手当とは、父、または母が死亡し、もしくは産後、または父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある者を指すわけでございまして、義務教育終了前の児童が該当し、現行月額五千円を五百円引き上げ五千五

百円にするものでございます。

障害手当は二十歳未満の児童であつて、精神薄弱、盲目の中度以上、身体障害目で二級以上、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症を有する者、該当し、現行月額七千円を五百円引き上げ七千五百円に改正するものです。なお育成手当の該当者は三百九十人、障害手当の該当者は五十五人でございます。

附則におきまして、本年十月支給分より適用しようとするものでございます。雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案決定くださるようお願いいたします。説明を終つていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終つております。

○田中(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号については、厚生委員会に

付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第七十二号、福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号、福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、御説明と

申し上げます。

まず提案理由でございますが、老人福祉対策の強化の一環といたしまして、老人福祉手当の制度の充実を図るための支給額を引き上げることに伴い、本条例を改正する必要があると見ております。

次にその内容につきまして御説明申し上げます。

この老人福祉手当条例でございますが、六十五歳以上で、六十六歳以上の臥床、いわゆる寝たがりの老人に対して支給する手当の改正でございます。

現行月額一万一千五百円を一千円引き上げまして一万二千五百円に引き上げようとするものでございます。

現在福生市該当者は八十五人でございます。

なお附則といたしまして、本年十月支給分より適用しようとするものでございます。

慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第六議案第七十二号福生市重度心身障害者

福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本委員について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 木村 猛君登壇)

○福祉部長(木村 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第七十三号福祉手当条例の一部を改正する条例について、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず提案理由といたしまして、重度の心身障害者の福祉に対する強化の一環といたしまして、重度心身障害者福祉手当制度の充実を図るため、支給額を引き上げることに伴いまして、本条例の改正を必要と生じたためでございます。

次にその内容につきまして御説明申し上げます。

その手当てにつきましては、該当者は精神薄弱者で中度以上、身体障害者で二級以上、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症を有する者が該当するわけでございます。現行月額七千円を五百円引き上げ七千五百円にするものでございます。該当者は現在百四十八名でございます。

なお附則にありまして、本年十月末給分より適用しようとするものでございます。

雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願いして、説明を終わらせていただきます。

○議長(小林南三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本委員に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本委員は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三郎) 御異議なしと認めます。よつて議案第百七十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三郎) 日程第百七十四号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本委員より、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛三郎)

○福祉部長(森田 猛三郎) 御指名をいただきましたので、議案第百七十四号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

地方税法の一部改正によりまして本条例を改正するものでありますが、第二十条中「十で千円」を「十九で千円」に改めることと致しますが、これは課税限度額の改正でございませう。

昭和五十二年、福生市は十五で千円を十七で千円に引き上げ、現在に至っております。

すべし、現行法では二十四で千円あります。現在の限度額を据え置いた場合、限度額で課税される世帯が増加し、限度額以下で課税される世帯は、特に低所得世帯の負担が増加することになります。保険税の課税上の原則であります、応能負担の面からも、また部の強い引き上げの意向もあり、引き上げようとするものです。

なお、他市町村の状況は、二十四で千円が七団体、二十三で千円が一団体、二十二で千円が十三団体、二十一で千円が三団体、二十で千円が二団体、十九で千円が三団体、十七で千円が三団体、十六で千円が三団体、十五で千円が三団体、十四で千円が三団体、十三で千円が三団体、十二で千円が三団体、十一で千円が三団体、十で千円が三団体、九で千円が三団体、八で千円が三団体、七で千円が三団体、六で千円が三団体、五で千円が三団体、四で千円が三団体、三で千円が三団体、二で千円が三団体、一で千円が三団体、合計五百六十六で千円でございます。

次に附則第二項中「昭和五十五年及び昭和五十六年度の各年度分の国民健康保険税に限り」を削除するものであります。これは長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての適用期限であります。地方税法の特例におきましては税法上の特別控除が行われておりますが、保険税につきましては税法上の特別控除は行われておりません。今回、地方税法の附則第三十六条の改正により、この適用期限が廃止されたため、本条例に

おける適用期限を削除するものでございます。

附則第一項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、附則第二項の改正については、昭和五十六年四月一日から施行するものであります。

附則第二項といたしましては、別段の定めを除きまして、新条例の規定は昭和五十五年度分の保険税から適用するものであります。昭和五十四年度分までについては従前のとおりでございます。

附則第三項は、新条例附則第二項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税の適用し、昭和五十五年度分の国民健康保険税については、なお従前のとおりでございます。

なお、本条例につきましては去る八月二十八日の国保運営協議会にお諮りいたしました。なお、委員中より特に限度額の引き上げの理由につきましては、意見を質疑がなされたわけでございますが、全会一致決定されましたことを申し添えます。

以上難解な説明でございますが、慎重御審議の上、本条例御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本条例に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第七十四号については、厚生委員会に付託されることを希望します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本条例は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、厚生

生委員会に付託することに決定いたしました。